



平成 29 年 12 月 4 日

市政記者各位

『福岡市とエフコープ生活協同組合が 消費者被害防止に関する協定を締結します』

多発する消費者被害やトラブルを未然に防止し、福岡市民が安全で安心できる消費生活を実現するために、福岡市とエフコープ生活協同組合は、地域の見守り活動に関する協定を締結いたします。

つきましては、下記のとおり協定締結式を開催しますので、当日の取材をお願いいたします。

記

1 協定締結の背景

平成 28 年度に、福岡市消費生活センターに寄せられた消費者トラブルに関する相談件数は約 1 万 2,600 件で、その内 65 歳以上の割合は全体の約 26% を占めています。また、平成 29 年上半期（1～6 月）の県内におけるニセ電話詐欺の被害額は約 5 億円にも上っており、その対策が急務となっています。

2 協定締結式

- (1) 日 時 平成 29 年 12 月 11 日(月) 11 時 ～ 11 時 30 分
- (2) 場 所 福岡市役所行政棟 9 階 福岡市副市長応接室
- (3) 出席者 福岡市副市長 貞刈 厚仁 ほか
エフコープ生活協同組合 理事長 篠田 陽二 ほか
- (4) 協定書 「消費者被害の防止に係る共働に関する協定書（案）」別紙のとおり

3 具体的な活動内容

- (1) 高齢者等に対する消費者被害の防止に関する情報の提供
エフコープ生活協同組合の社員が高齢者等への弁当の宅配や商品配達のため、各家庭を訪問する際に、多発する消費者トラブルについての情報を提供する。
- (2) 高齢者等の見守り活動
社員が家庭を訪問したときなど、消費者から消費生活にまつわる相談があったときなどは、消費生活センターの相談窓口を案内し行政につなぐなどの見守り活動を行う。

〈※ 連携のイメージ 〉



【本件に関するお問い合わせ先】
 福岡市市民局生活安全部
 消費生活センター
 担当 城戸, 阿部 TEL 092-712-2929
 エフコープ生活協同組合
 組合員活動部
 担当 安元 TEL 092-947-9003